

# 遠藤良子 プロフィール

NPO法人くにたち夢ファーム Jikka責任者

社会福祉法人かいゆう理事長

1985年より、東京都国立市で、子どもの登校拒否問題、子どもと女性の悩み相談などの地域相談活動始める。

2006年より、越谷市、鶴ヶ島市、武蔵野市などの女性相談員を務める。  
現・八潮市女性相談員

## くにたち夢ファームJikkaとは

DV被害者、貧困による生活困窮者、シングルマザー、高齢単身者、精神障害を抱える方、家に居場所がない若年者、外国籍の方など、社会構造による困難と生きづらさを抱える女性と子どもたちに、シェルター／コミュニティ／生活の場を提供し、当該女性たちが自立し主体的に生きていくための支援を行っています。



# 活動内容

1

## 相談事業

DVや貧困など困りごと相談対応、主体的な自分を取り戻し自立していくための相談事業

2

## パーソナルサポート事業(国立市との協働事業)

避難・転宅支援、役所・病院・裁判所などへの同行支援、家事・育児・金銭管理などの生活支援

3

## UR都市機構との提携居住支援事業

Jikka × UR都市再生機構 × 国立市社会福祉協議会の三者連携による困難を抱える女性への居住支援

4

## 広報・啓発事業「DV問題をひらく」

DVなど女性の生きづらさについての広報・啓発

5

## オープンカフェ

誰もが気軽に立ち寄り交流できる居場所、講座やイベントの実施など

6

## 食の支援

利用者への昼食提供、フードパントリー、多子家庭への食事づくり支援

7

## ハンドメイド部

生きづらさを抱えた女性たちが作品を作り、交流する場。 ネット販売【minneリンク】の支援も実施

相談件数(のべ):  
平均約100件/月

2021年実績:  
1230件

# 女性の困難

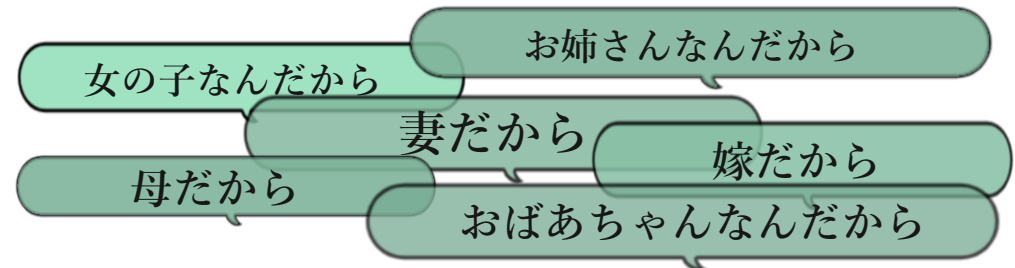
社会的に抑圧されている象徴としての

**女性の困難とは、  
個人の問題ではなく  
社会構造の問題である。**

問題は一時的なものではなく、  
表面化した事象を解決すれば終わる  
ものではない。

## 女性であるがゆえに受ける、女性の困難

この社会を生きる上でつきまとう女性への蔑視や偏見とのたたかい  
他者とも自己とも一生たたかわねばならない困難



優しく、目立たず、常に周囲に気を遣い、  
他人をケアする存在としての役割

自分のためではなく、**誰かのために役立つ存在**でなければ価値がない

## 女性の困難

誰かのために役立つ存在？

- ・結婚・出産・家事育児・介護・看取り等の**ケア役割**
- ・性別役割分業の担い手としての存在価値がなければ家庭でも社会でも認められない。
- ・自分の人権よりも誰かの「人権」のために生きる役割



性暴力 DV  
セクシュアルハラスメント  
パワーハラスメント

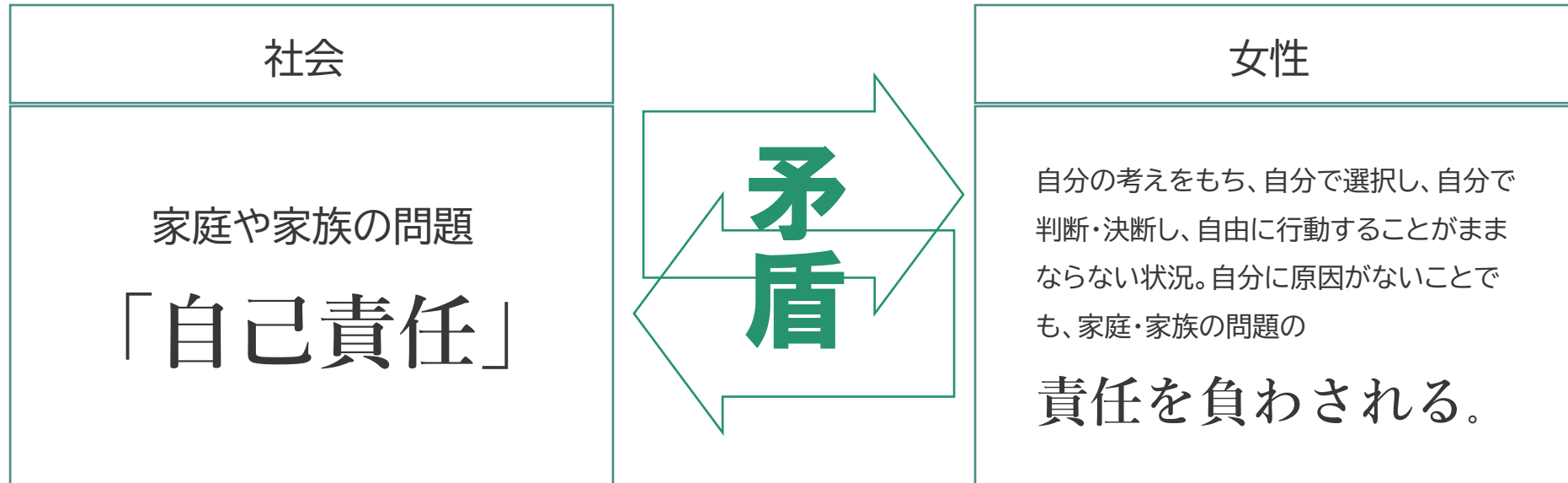
**これらが容認される社会と  
そこから自由になれない女性たち**

自分ひとりの力ではどうにもならない困難であるにもかかわらず、  
**家庭／家族という密室**の中で、孤独に自己責任で解決することを強られる困難



**家の中のホームレス**

# 女性の困難



**D V** (広義の意味でのDV・家庭内暴力) **女性であるがゆえの困難が如実に端的に現われる現象**

**DV防止法**

「被害者保護」のみ

「個人の問題」の解決で、社会構造としての問題解決にはなっていない

## 事例から見えること

多様な個人の課題  
「女性の困難」という一般的なイメージでは捉えきれない



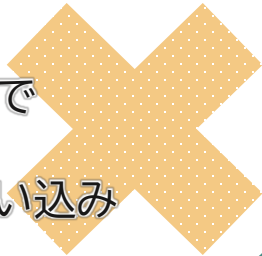
既存の法制度や支援の形に当てはまらない

## アドボケイト

自己決定支援・・・本人の心からの意思による判断・決定

- ・決定できない人には、決定できるよう情報提供、丁寧な説明、暖かい眼差しをもって本人が決めるのを待つ
- ・本人が決定したことを一緒に誠実に実行し支援していく

特別な人を  
特別な人が  
特別な場所で  
支援する囲い込み



いつでも誰にでも開か  
れていて、存在を受け止  
めてくれる、安心安全な  
場と人



その人らしい自立  
**生活再建**

## 3つの事例から見えること

### 支援とは

- ・選ぶのは当事者自身
- ・支援者は選ばれる存在ではあって、選ぶ存在ではない
- ・すべてを受けとめ、理解し、当事者の気持ちからスタートする
- ・二人三脚 転んでもまた起きてを何度も繰り返すことによって、  
たすきをはずしても走れる人になってもらう

それぞれの困りごとに寄り添った支援 ■ パーソナルサポートが必要



# Jikkaのパーソナルサポート

従来の女性支援

都道府県

婦人保護のための  
委託施設／シェルター

H31からスタート

国立市

Jikka

委託費：年間400万円  
一時避難・宿泊費：2200円／日

国立市との協働事業

「女性パーソナルサポート事業」とは

当事者を中心において、ワンストップで  
支援できる体制を地域の中であつていくこと

- ・様々な公的機関との連携
- ・地域の社会資源との連携活用
- ・民間団体、市民、地域の住民との協働

当事者中心主義

官民協働

# 現在行っている パーソナルサポート事業

## 相談支援

電話・メール・面接

顧問弁護士による  
法律相談

## 心理支援

カウンセリング  
グループワーク



## 緊急宿泊 支援

(一時避難者)

シェルター  
ステップハウス

## 居住支援

URとの協働  
民間アパート借り上げ  
都営住宅入居の手助け

## 同行支援

市役所、警察署、  
婦人相談所、  
児童相談所、病院、  
ハローワーク、学校、  
買い物、娯楽、等

## アウトリーチ

自宅訪問相談、  
食事のデリバリー、  
部屋の片付け掃除、  
修繕

## 食料支援

フードパントリー、  
社会福祉協議会との  
連携、地域民間団体と  
の連携

## 就労支援

Jikkaフリースペースのボ  
ランティア(調理・掃除など)  
自分を発信することを実践  
する(ハンドメイド部や漫画  
など)

## 支援者という隣人であるために

- ・全ては当事者から始まり、当事者から学び、当事者に終わる。
- ・支援者はジャッジする人ではない。まずはその人の魅力を見つける。**好きになる。**
- ・スタッフ全員が対等な立場にいる。



スタッフと利用者を区別しない。スタッフも利用者になる可能性をもつ人、利用者もスタッフになれる力を秘めた人、女性という仲間としての目線を持つ。



支援者自身の自己開示が行われる。

当事者同士の共感性は他に比類ないものがある



# 支援者という隣人であるために

- ・横に並ぶ支援。

→日常的には、向き合わずに、しかし段階を画す時になったらしっかりと対峙することを恐れない。相手を信頼しきって言い切る。

- ・コアスタッフは必ず一つ、自分がJikkaでやりたい活動(担当)をもつ。自立的なスタッフでいる。

→曜日ごとの日替わりメニュー。その日の「店主」月曜日～金曜日、隔週土曜日等、それぞれに。

- ・困り込まない。抱え込まない、困ったらお互いに相談しあう。

- ・ピンチはチャンス。本当の課題は「困ったこと」としてしか出てこない。

- ・支援者ができることなどほんのわずか。

→解決する力は当事者本人がもっているし秘めている。それを信じて待つこと。

- ・ただ隣に座っているだけでよい。相手が立つまでは立たずに隣に座って待つ。

- ・自分に限界を感じたら、正直に伝え、終えること。

# パーソナルサポート事業の課題

## 広域連携 の必要

他市からの相談者は、宿泊費が自費となる。

生保申請、福祉サービス等、行政の支援を必要とする場合、責任を負う自治体／団体はどこか？

生活再建のための行政サービス利用は複雑で、一つの支援では済まない

## 支援現場から女性支援新法に期待すること

法律や行政がメニューを設けると、そこに当てはまらない人が必ず出てくる。

困難を抱えた、「女性」なら誰でも支援が受けられるよう、解釈と運用は支援現場にまかせてほしい。

戸籍性別に依存しないことも大切。

※具体的には

- ・各市町村に「女性自立支援センター」を設置する
- ・相談／居場所／居住支援／就労支援といった機能をもたせ、  
困りごとを抱えた女性がそこに行けば対応してもらえる  
ワンストップセンター
- ・官民協働または民間への委託
- ・その予算を国が保証する

## 支援員の生活保証について

### 現状

Jikka  
スタッフ

有償/無償ボランティア

コアスタッフ/市民スタッフ/当事者スタッフ(生活保護受給者含む) 全員で約20名  
それぞれ時給が異なる

### 収入源

#### ① 国立市からの委託費

運営費 啓発費 人件費  
一時避難所借り上げ費  
緊急宿泊費  
アウトリーチ費用

#### ② 各種助成金

助成金に頼った組織運営  
獲得できるかどうかわからない  
「人件費は不可」とする助成金が多い

支援者の熱意と献身で乗り切るには限界がある

民間は行政の下請けではない

女性支援 = 専門性が必要

**不安定**

支援員の生活保証について

## 現場から女性支援新法に期待すること

**行政と対等なレベルで、民間支援員の存在が  
正当に評価・保証される制度** を導入してほしい。

- ・事業委託
- ・会計年度任用職員として行政から民間の機関に派遣 など

なぜなら、

ボランティアまたは最低賃金にも満たない時給で、女性の命と人生に関わる支援員→**持続可能ではない**

支援員が「支援という仕事」を、余裕を持って生き生きと取り組む姿を見て、当事者もエンパワメントされるし安心する。  
当事者が支援スタッフをすることは、就労支援にもなる。

多面的な意味で支援員の**待遇改善は必須**。